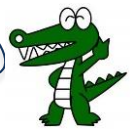




新田南小学校だより



令和5年（2023年）4月10日発行

携帯電話（スマホ）の取り扱いについて

複数のお問い合わせがありましたので、携帯電話の取り扱いについてお知らせします。豊中市では、学校における携帯電話の取り扱いに関して、下記の方針が定められています。持込みは「原則禁止」ですが、特段の理由がある場合は、例外的に認めています。下記の方針をよく確認いただいた上で、合わせて裏面に本校の『同意確認書』（見本）の内容も確認いただき、『同意確認書』が必要な方は担任まで申し出てください。

なお、これまで市の方針や『同意確認書』の内容の変更はありませんので、過年度にすでに『同意確認書』を提出して許可を取っている場合は再提出の必要はありません。

豊中市のホームページより

豊中市立小中学校における携帯電話の取扱いに関する方針（豊中市教育委員会事務局）

本市の小中学校における携帯電話の取扱いについては、児童生徒の携帯電話の持込みを従来どおり「原則禁止」とする。携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合などやむを得ない事情がある場合には、校長の判断により、例外的に認めるものとする。

《例外的に保護者が持込みを学校に求める場合》

保護者及び本人は、例外を求める理由を明らかにし、校長へ申し出ること。

《学校が持込みを認める場合》

- （1）校長は、携帯電話の取扱いに関して保護者及び本人より同意を得ること。
- （2）同意確認した内容をふまえて、学校と家庭が協力し管理及び指導を行う。
- （3）保管方法は、学校が指示する方法とする。
- （4）事前に同意確認した内容を児童生徒が守らない場合や保護者の協力が得られない場合は、一時的にまたは長期的にわたって持込みを認めない等の措置をとる。

保護者の責任について

- （1）携帯電話を子どもに持たせるかどうかは、各家庭の方針に従って、その目的や必要性から保護者が判断するものです。
- （2）子どもに携帯電話を持たせる場合は、家庭でのルールを設定し、保護者として責任を持って、使用方法や使用時間等の管理や使用に伴う危険やトラブル等への対処を行うことが必要です。
- （3）例外的に学校への持ち込みが認められた場合においても、学校が示すルールに同意し、そのルールを子どもと確認して保護者の責任のもとで守らせることが必要です。

学校での指導について

携帯電話は子どもたちの生活に急速に普及し、それに伴い、ネット依存やインターネットを介したいじめ・トラブル、高額課金、盗撮や自画撮り被害等の犯罪被害等が増加しています。

このことから、学校は保護者と協力し、すべての子どもに対して、携帯電話の使用に伴うトラブルやいじめ、犯罪被害防止と適切な対処や、よりよい人間関係等についての指導に積極的に取り組む必要があります。

また、小中連携のもと子ども自らが携帯電話の使用についてのマナーやリスク等を考える機会を設定し、自己管理できる資質を育成していきます。

※本方針における携帯電話とは以下のものをいいます

- ・子ども向け携帯（基本的な通話、メール機能やGPS機能のみを搭載しているもの）
- ・通話機能以外に、インターネット閲覧等が可能なフィーチャーフォンやスマートフォン（注：タブレット端末や携帯ゲーム機、携帯音楽プレーヤーは含みません。）

豊中市立新田南小学校における携帯電話の取扱いに関する同意確認書

下記の事項に同意することを条件に、保護者の責任の下、登下校中の子どもに携帯電話を所持させていただきますので、同意確認書を提出します。例外を求める理由は以下の通りです。

すべてのチェックボックスに[]をお願いします。すべての項目に同意いただけない場合は携帯電話の所持を許可することができません。

同意確認事項		保護者 <input checked="" type="checkbox"/>	児童 <input checked="" type="checkbox"/>
1	登下校中は、携帯電話をかばんの中に入れ、災害時や犯罪に巻き込まれる等の緊急の場合以外は携帯電話をしません。		
2	校内では、電源を切り、かばんから出しません。学校の許可なしに、携帯電話をしません。		
3	災害等の緊急時以外に、保護者から子どもの携帯電話への連絡はしません。		
4	携帯電話の適切な使用の仕方について、家庭でルールをつくり適切に管理します。		
5	使用するアプリケーションやサービスについて、使用前に家庭で話し合います。		
6	フィルタリングや携帯電話の使用制限を設定し、不適切な使用や長時間の使用をさせない工夫や、パスワードを設定する等、個人情報の流出や不正な使用を防ぐ工夫をします。		
7	インターネット上のトラブルやいじめ、犯罪被害等があった場合の相談窓口や連絡できる関係機関(学校以外)を知っています。		
8	携帯電話の破損・盗難・個人情報の漏洩等については保護者の責任とします		
★	1～8の確認事項を守らなかった場合、「学校が携帯電話を預かり保護者に返却する」「一時的又は長期的に登下校中の所持を制限する」等、学校の指導に従います。		

_____年 _____組 _____番 _____年 _____月 _____日

児童名 _____ 保護者名 _____

※表面の豊中市立小中学校における携帯電話の取扱いに関する方針も確認の上、『同意確認書』が必要な方は担任まで申し出てください。